

神戸学院大学自己点検評価結果検証委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸学院大学自己点検評価規則（以下「規則」という。）の規定に基づき作成された自己点検・評価報告書（以下「報告書」という。）について、その内容を検証することにより、本学の自己点検・評価結果をより厳正、かつ、適正なものにすることを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、神戸学院大学自己点検評価結果検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、規則第9条第1項及び第10条第1項の規定により、委託された検証については、次のとおりとする。

- (1) 自己点検の客観性及び妥当性に関する検証
- (2) 評価結果の適切性及び妥当性に関する検証
- (3) 報告書の整合性、文言の統一性等に関する検証
- (4) 改善報告書における改善状況の客観性、適切性、妥当性等に関する検証
- (5) その他、報告書の全般に関する検証

2 委員会は、前項各号の検証を実施するに当たり、必要に応じて内部監査室に協力を求めることができる。

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長及び各研究科長
- (4) 大学事務局長
- (5) 法人事務局長
- (6) 学識経験者（学外の学識経験者を含む。） 若干名

2 前項第6号の委員は、学長が委嘱する。ただし、規則第5条に規定する自己点検評価委員会の委員又は規則第8条に規定する自己点検評価小委員会の委員に委嘱することはできない。

(運営)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となり、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 委員会の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって議決することができる。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 7 委員会は、自己点検・評価対象組織に対して、検証に必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の任期)

第5条 第3条第1項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(検証結果の報告)

第6条 委員会の委員長は、検証した結果を、自己点検評価委員会に報告するものとする。

- 2 自己点検評価委員会の委員長は、報告書に基づいて検証された結果については、必要に応じて学内に公表するものとする。その場合、公表方法等については、自己点検評価委員会の決定に基づいて行うものとする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学長室グループにおいて行う。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則 (2014年5月22日)

この規程は、2014年5月22日から施行する。

附 則 (2017年5月18日)

この規程は、2017年5月18日から施行し、同年4月1日より適用する。

附 則 (2020年4月1日)

この規程は、2020年4月1日から施行する。